（前のページより続き）

○大野川水系大野川、乙津川、判田川及び立小野川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同七九）

○番匠川水系番匠川、堅田川、井崎川及び久留須川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同八〇）

○小丸川水系小丸川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同八一）

○肝属川水系肝属川、串良川、高山川、姶良川及び下谷川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同八二）

○球磨川水系球磨川、前川、南川及び川辺川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同八三）

○菊池川水系菊池川、合志川、繁根木川、木葉川、岩野川、迫間川及び上内田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同八四）

○矢部川水系矢部川及び飯江川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同八五）

○嘉瀬川水系嘉瀬川及び祇園川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同八六）

○松浦川水系松浦川、徳須恵川及び厳木川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同八七）

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第五四号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による障害年金等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五五号）（警察庁）

1　給付基礎額の最低額を八、八〇〇円に引き上げることとした。（第五条第二項関係）

2　扶養親族たる配偶者に係る給付基礎額の加算額を二一七円に引き下げ、扶養親族たる子に係る給付基礎額の加算額を三三三円に引き上げることとした。（第五条第三項関係）

3　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万五、一三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万七、一一〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、五七〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、五六〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

4　平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間は、扶養親族たる配偶者に係る給付基礎額の加算額を三三三円、扶養親族たる子に係る給付基礎額の加算額を二六七円（協力援助者に配偶者がない場合にあっては、そのうち一人については三三三円）、その他の扶養親族に係る給付基礎額の加算額を二一七円（協力援助者に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については三〇〇円）とすることとした。（附則関係）

5　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五六号）（法務省）

1　給付基礎額の最低額を八、八〇〇円に引き上げることとした。（第四条第二項関係）

2　扶養親族である配偶者に係る給付基礎額の加算額を二一七円に引き下げ、扶養親族である子に係る給付基礎額の加算額を三三三円に引き上げることとした。（第四条第三項関係）

3　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万五、一三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万七、一一〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、五七〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、五六〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

4　平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間は、扶養親族である配偶者に係る給付基礎額の加算額を三三三円、扶養親族である子に係る給付基礎額の加算額を二六七円（被害者に配偶者がない場合にあっては、そのうち一人については三三三円）、その他の扶養親族に係る給付基礎額の加算額を二一七円（被害者に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち一人については三〇〇円）とすることとした。（附則関係）

5　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第五七号）（総務省）

1　非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を改定することとした。（第二条第三項関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第五八号）（文部科学省）

1　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の扶養親族に係る加算額を改定することとした。（第一条第三項関係）

2　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）

3　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五九号）（国土交通省）

1　給付基礎額の基本額を八、八〇〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　扶養親族たる配偶者に係る給付基礎額の加算額を二一七円に引き下げ、扶養親族たる子に係る給付基礎額の加算額を三三三円に引き上げることとした。（第三条第二項関係）

3　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一〇万五、一三〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を五万七、一一〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を五万二、五七〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を二万八、五六〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

4　施行日から平成三〇年三月三一日までの間は、扶養親族たる配偶者に係る給付基礎額の加算額を三三三円と、扶養親族たる子に係る給付基礎額の加算額を二六七円（協力援助者に配偶者がない場合にあっては、そのうち一人については三三三円）と、その他の扶養親族に係る給付基礎額の加算額を二一七円（協力援助者に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については三〇〇円）とすることとした。（附則第三項関係）

5　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。